

I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
	附 則（令和 6 年 5 月 24 日企営第 155500000348 号） （実施期日） 第 1 条 この改正規定は、令和 6 年 6 月 1 日から実施します。 （経過措置） 第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 第 3 条 西企営第 130 号（令和 5 年 1 月 27 日）の附則第 3 条第 1 項中「令和 6 年 5 月 31 日」を「令和 6 年 9 月 30 日」に改めます。 第 4 条 当社は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間にメニュー 5－1 の 100Mb/s のプラン 5－1、200Mb/s、1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3 のもの若しくはメニュー 5－2 の 100Mb/s のカテゴリ 3－1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のもの又は第 1 条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限りま す。）に係る I P 通信網契約者から、メニュー 5－1 の 10Gb/s のもの又はメニュー 5－2 の 10Gb/s のものに係る I P 通信網契約への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和 6 年 12 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限りま す。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については料金表第 2 表第 2 の 2－5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。 ただし、その I P 通信網契約への品目等の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りでありません。 2 この附則第 4 条第 1 項に定める場合において、I P 通信網契約者から料金表第 2 表第 2 (6) に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額は I P 通信網契約者に負担していただきます。

新旧対照

旧	新
	第5条 当社は、令和6年6月1日から令和6年9月30日までの間に音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る音声利用 I P 通信網契約者から、その音声利用 I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5－1の10Gb/sのもの又はメニュー5－2の10Gb/sのものに係る I P 通信網契約（その I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者）と解除の通知があった音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る音声利用 I P 通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）であって、令和6年12月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて0円を適用します。 2 当社は、1の音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）の契約ごとに、1のメニュー5－1の10Gb/sのもの又はメニュー5－2の10Gb/sのものに係る I P 通信網契約に対して、この附則第5条第1項を適用します。 3 この附則第5条第1項に定める場合において、I P 通信網契約者から料金表第2表第2(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額は I P 通信網契約者に負担していただきます。